

2018年 8月 30日

大阪府知事

松 井 一 郎 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 山 崎 弦 一

## 2019(平成 31)年度政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの府民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たちを取り巻く経済環境は、国内・海外要因が相互に影響しつつも、緩やかな成長が見込まれています。企業収益の好調を背景に、雇用情勢の改善が続いています。しかし実質賃金は伸びておらず、結果として個人消費の回復が鈍化しており、そこが課題といえます。

大阪の経済は、引き続き海外からの訪日客の影響等もあり、緩やかに拡大している一方で、家計消費支出は減少しています。雇用情勢については完全失業率、有効求人倍率ともに改善していますが、非正規労働者比率は39.2%と全国平均よりも高く、若年層の就業者数が減少するなど良質な雇用対策と定着支援が急務であります。

また、「全47都道府県幸福度ランキング2018年版」では、大阪府は43位と依然低位にあります。「幸福度」は、主観的なものであることは認識しつつも、様々な指標に基づき、客観的に捉えてみると、特に企業領域(14位)と雇用領域(46位)とが対照的であり、活発なビジネス拠点という強みを活かしながら、安定した雇用環境の実現や若者に対する雇用創出など、課題解決に取り組むことが重要とされています。また「健康寿命」「学力」が低迷しており、健康面・教育面の課題に対する取り組みが重要と言えます。

市町村を包括する大阪府には、広域行政として、公共施設の整備や補完機能の役割を果たすべく、情報提供や支援施策を強化されることを要望致します。基礎自治体である市町村との連携をさらに進められることを求めます。

私たち連合・連合大阪は、暮らしの底割れや格差拡大を是正するために、「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」を展開し、働く者が報われる社会政策の実現に取り組んでいます。連合大阪も大阪府域で働く者を代表する組織として、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、「2019(平成31)年度 政策・制度予算に対する要請」をまとめました。

要請の基本は「産業政策と一体となった雇用・労働政策の充実」、「セーフティネットが構築された社会保障の強化」、そして、「安心・安全な街づくりと災害対策の強化」を大きな柱として、以下43項目となっています。今後の府政の諸施策にぜひとも反映して頂きたい要請いたします。

以 上



## 2019年度 大阪府政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目・項目〕

### 1. 雇用・労働・WLB施策

#### (1) 雇用対策の充実・強化について (★)

<継続>

##### ①大阪雇用対策会議の定期的な開催について

雇用のミスマッチの解消、女性労働者の活躍促進、就職困難層への施策充実など、雇用環境をめぐる課題は多くあることから、緊急的な対策以外でも、実務者レベルから協議をスタートさせるなど、「大阪雇用対策会議」を開催し、行政・経済団体・労働団体が一体となって取り組むこと。

<継続>

##### ②大阪にふさわしい「大阪労働モデル（仮称）」策定について

大阪における労働条件の向上と環境整備に向けて、行政・経済団体・労働団体が働き方改革につながる中期的な数値目標を策定すること。またその水準は、中小企業や未組織労働者の旗印となるよう、あるべき「大阪労働モデル（仮称）」を策定し、働き方改革を積極的に推進すること。

#### (2) 就労支援施策の強化について

<継続>

##### ①OSAKA しごとフィールドの機能強化について

これまでの取り組み状況や成果などを検証し、「OSAKA しごとフィールド」を中心として、就職困難層への就労支援の強化を図っていくこと。特に、中小企業との人材のマッチング支援や各種セミナー・カウンセリングなど、特に定着支援に向けた取り組みを充実させていくこと。また、介護などで離職した労働者の復職支援のための環境整備、就労支援を強化すること。

<継続>

##### ②地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各市町村の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各市町村での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、取り組みの進んでいない市町村の底上げをはかり、大阪府がそのサポート役を積極的に行うこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めていくとともに、大阪府の具体的な事業にも反映していくこと。

## <新規>

### ③ユニバーサル就労条例の制定について

大阪府は「ハートフル条例」を制定し、障がい者雇用率の達成を促しているが、行政の福祉化をさらに進めるべく、障がいのある方に限らず、ひとり親家庭や生活困窮者も含めて、働きたくても働けない就労困難者の方への就労支援や仕組み作りをめざすべく、あらたにユニバーサル就労条例の制定も検討されている。条例では広く府民・事業者・NPOなどと協力してそれぞれが持てる資源を有効に活用することを推進することをめざすとしている。そこで、現行の「ハートフル条例」の意義や趣旨を踏まえて、それぞれの条例のすみ分けを明確にしなが、これまでの大阪の福祉化の取り組みの前進を着実にを行うこと。また、ユニバーサル条例制定とあわせて公労使で構成する審議会の設置についても検討すること。

## <新規>

### ④障がい者雇用施策の充実について

2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、事業所訪問やカウンセリングを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、「障がい者雇用日本一」を掲げる大阪府（教育庁・警察本部含む）が、身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った合理的配慮を行うとともに、職場定着のためのキーパーソンの設定など、相談体制の整備などを行うこと。

## <継続>

### ⑤女性の活躍推進と就業支援について（★）

「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」において数値目標を示している中で、「女性の就業率」や「男性の育児休業取得者の割合」など目標値に達していない項目の中から優先順位をつけ、施策を強化していくこと。

また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。

※「女性の就業率」：現状値 年平均 47.7%（H29年）

目標値 全国平均を上回る（H31年度）⇒全国平均 50.2%（H29年）

「男性の育児休業取得者の割合」：

：現状値 1.6%（H27年度）

目標値 全国平均を上回る⇒全国平均：2.2%（H27年度）

< 継続 >

### (3) 働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、行政、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。

< 継続 >

### (4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

< 継続 >

### (5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

製造・運輸・建設分野での人手不足が早期に解消されるよう、人材確保推進会議を通じて、技能習得に向けて職場実習等の職業訓練の充実をさせるなど、就業促進を図ること。

### (6) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

< 継続 >

#### ① 男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また、「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

< 継続 >

#### ② 治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

#### ①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）を中心として、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、さまざまなものづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

<継続>

#### ②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

<継続>

#### ③非常時における事業継続計画（BCP）について

2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、事業継続計画（BCP）は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

<継続>

### (2) 下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

<継続>

### (3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

総合評価入札制度の導入が、府内20市にとどまっている状況にある。早期に拡充できるように府の指導性を発揮し、実施していない市町村の状況に応じた働きかけを積極的に行うこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

#### (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での介護拠点の整備や24時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

<補強>

#### (2) 予防医療の促進について

平成30(2018)度からの6年計画で策定された「健康づくり関連4計画」について、市町村や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。

#### (3) 医療人材の勤務環境・処遇改善とその確保にむけて

<補強>

##### ① 医療人材の勤務環境と処遇の改善

「働き方改革」を医療現場でも推進するため、大阪府医療勤務環境改善支援センターは、医療法上の努力義務とされる勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らず全ての医療従事者に対して実施するよう、各医療機関に徹底すること。また、看護職員の離職防止に向けて、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう、医療機関に指導すること。

<新規>

##### ② 医師の偏在解消に向けた医師確保策の実施

地域・診療科ごとに偏在なく医療人材を確保するために、出産や介護などで離職した医師を対象とする復職研修の機会の拡充や、医科系大学の地域枠で入学した学生が当該地域で医療を担うことにつながる支援策を講じること。

<補強>

#### (4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづく取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の処遇改善を実施すること。また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を

推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

< 継続 >

### (5) 障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数が多い。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を市町村に対して働きかけることや、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取り組みを徹底すること。

### (6) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

< 補強 >

#### ① 待機児童の解消をめざした保育所設置促進

「子育て安心プラン」にもとづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府と待機児童が発生している市町村との間で十分な連携のもと保育所の整備を進めること。その際には、市町村での住宅施策との連携など、人口移動予測なども踏まえた整備を行うこと。また、企業主導型保育事業をさらに推進するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。

< 新規 >

#### ② 保育士の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。

< 継続 >

#### ③ 病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、市町村に対する財政支援を強化すること。

< 補強 >

### (7) 子どもの貧困対策について

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、全庁的な取り組みを引き続き行うこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と市町村の福祉関連部局との連携体制作りについて働きかけを行うなど、取り組みを強化すること。



## <新規>

### (8)子どもの虐待防止対策について(★)

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、大阪府子ども家庭センターと一時保護所を含めた人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能をさらに強化すること。特にケースワーカーなどの専門職の処遇を改善し、人材育成を着実に行うことや、保護者への子育て支援プログラムを充実させるなど、実践的な取り組みを進めること。また、児童相談所の権限強化、各自治体の児童相談所間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### <補強>

### (1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに府立学校における教職員の長時間労働を是正し、本来の仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

### <継続>

### (2)奨学金制度の改善について(★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

### <継続>

### (3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

### (4)人権侵害等に関する取り組み強化について

#### <継続>

#### ①差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、大阪府においても条例を制定するなどの対応を検討すること

## <新規>

### ②多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

## <継続>

### ③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について府民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

## <継続>

### (5)「副首都化」や大阪市廃止・分割構想について

副首都推進本部では、副首都・大阪や副首都にふさわしい新たな大都市制度について議論されている。大阪市廃止・分割構想は、3年前に「住民投票」という形で否決されたにもかかわらず、引き続き住民投票を行おうとしている。再度の住民投票の実施は、民意をあまりに軽んじるものである。このような市民を二分するような制度論ではなく、住民自治と都市内分権を充実させること。

## 5. 環境・食料・消費者施策

## <継続>

### (1)食品ロス削減対策のさらなる推進（★）

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みをさらに加速させ、具体的な削減効果が期待できる以下のような取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

- ①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と大阪府が連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。
- ②食品関連事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。
- ③教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。

- ④「食の都・大阪」は「食品を大切に作る、食品ロスに敏感な街」とであると認識してもらえるよう、観光客も含めた府民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。
- ⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を大阪府のホームページなどで公表すること。

< 継続 >

## **(2) 消費者教育の推進**

- ①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減
- ②学校現場や成人年齢が 18 歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発
- ③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが 2017 年 4 月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記 3 点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、大阪府での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第 20 条 1 項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。さらに、大阪府内市町村に対しても情報提供を行い、同様の会議体の設置を求めること。

## **6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

< 継続 >

### **(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策**

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

< 補強 >

### **(2) 防災・減災対策の充実・徹底（★）**

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、府民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」

の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

#### <新規>

### (3) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行うこと。

また、地震発生時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、①外国人観光客が利用できる避難所の設置、②発災時の情報入手方法をまとめた多言語パンフレットを大阪を訪れる観光客に配布する工夫、③「おおさか防災ネット」の多言語サイトをより活用しやすく、見やすいものに改定すること、④大阪府災害時多言語支援センターの迅速な設置・運営などに取り組むこと。

#### <新規>

### (4) 大阪府北部地震に対する支援について（★）

本年6月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府として被災自治体への支援を継続して行うとともに、国に対しても必要な措置を求めること。

#### <補強>

### (5) 集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考えられる。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

#### <継続>

### (6) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い

水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

## 大阪府政策予算要請 用語集

### 雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

#### \*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

#### \*大阪労働モデル（仮称）

大阪で安心して働くことのできる旗印として、就業率・休暇取得率・生産性・男性の育児休業・最低賃金・組合組織率などの数値目標を定めたもの。（例：2007年の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の数値目標等を参考に定める）

#### \*OSAKAしごとフィールド（エル・おおさか内）

「ひと」と「企業」をつなぐ新しいタイプの就職支援施設。大阪府内で就職活動を行う若者、中高年、障がい者、女性（働きたいママ）に就職支援を行うために大阪府が設置した施設で、中小企業の人材確保・育成支援等も行う。

#### \*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

#### \*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務所が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

#### \*大阪府ハートフル条例（大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）

大阪府が行う障がい者の雇用、福祉、教育に関する基本的施策を定めるとともに、府の調達契約や補助金交付の相手方など、府と関係がある雇用率未達成事業主には「雇入れ計画」を提出して、一定期間内に計画的に達成するよう誘導や支援を行い、改善が見られない場合には、「事業主名の公表」などの雇用率達成に向けたルールを設けている。2010年4月1日に施行された。

#### \*ユニバーサル就労条例

2018年4月に市議会議員発議により、静岡県富士市で全国初の「ユニバーサル就労の推進に関する条例」が施行された。同条例の基本理念は、「さまざまな理由で働きたくても働くことができない状態にある方でも、本人の個性や意欲に合わせて多様な働き方を作り出し、社会を構成する一員として自ら

の意思により社会経済活動に参加すること」としている。

#### **\*おおさか男女共同参画プラン**

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定した。その後、2006年に一部改訂、2011年に後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定を経て、施策の検証・評価などから明らかになった課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、さまざまな人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、基本方針を定めた「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定した。

#### **\*大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略**

大阪府では、人口減少・超高齢社会のもとで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図るため、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題に的確に対応できるよう、実行性の高い標記戦略を策定した。

#### **\*地方創生交付金事業**

2016年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

#### **\*U I Jターン**

3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

#### **\*大阪人材確保推進会議**

大阪府では、府内の製造業、運輸業、建設業の人材確保を必要とする業界で、働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと人材確保を図るため、業界団体や行政機関、金融機関等で構成する標記推進会議を設立した。

#### **\*次世代育成支援対策推進法**

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針ならびに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしている。

#### **\*大阪府「男女いきいき」各種制度**

##### **(1)男女いきいき・元気宣言事業者登録制度（2003年度～）**

大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取り組みを進め、男性も女性もいきいき働くことができる元気な企業・団体をめざしてがんば

っている事業者を、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取り組みを応援している。

#### (2) 男女いきいきプラス事業者認証制度（2018年度～）

上記「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」の登録からのステップアップとして、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など、男女が働きやすい職場環境の整備と、さらなる女性活躍に向け取り組む事業者を「男女いきいきプラス」事業者に認証する。

#### (3) 男女いきいき表彰制度（2018年度～）

上記「男女いきいきプラス事業者認証制度」登録の事業者の中から、独創的、先進的な取り組みなどを行っている事業者を選考し、「男女いきいき事業者」として表彰する。

### \* がん対策基本法

日本人の死因で最も多いがんの対策のための国、地方公共団体などの責務を明確にし、基本的施策、対策の推進に関する計画と厚生労働省にがん対策推進協議会を置くことを定めた法律。

## **経済・産業・中小企業施策**

### \* MOBI O（ものづくりビジネスセンター大阪の略）

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」。大阪府ものづくり支援課を中心に、さまざまな機関がものづくり企業を支援している。

### \* B C P : Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

### \* 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国 48 カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

### \* サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

### \* 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

### \* 公契約条例



地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

## **福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策**

### **\*地域包括ケアシステム**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的に提供される仕組み。

### **\*健康づくり関連4計画**

「第3次大阪府健康増進計画」「第3次大阪府職員推進計画」「第2次大阪府歯科口腔保健計画」「第三期大阪府がん対策推進計画」を指して「健康づくり関連4計画」と言い、健康寿命延伸プロジェクトの取り組み成果を踏まえ、より府民の健康づくりに資する効果的・効率的な施策展開が盛り込まれたもの。

### **\*医療勤務環境改善支援センター**

医療従事者の確保を図るため、労務管理面やワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善に向けた医療機関の取り組みを支援する中核的な拠点機関。医療機関からの相談対応、情報提供、助言等、必要な支援を行う。2014年6月の医療法改正により、都道府県での設置が義務付けられ、大阪府では2015年1月に開設。

### **\*大阪府介護・福祉人材確保戦略**

高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々を地域で支えるための仕組みである「地域共生社会」を構築していくために、その基盤となる介護・福祉人材の確保策などについて、大阪府社会福祉審議会の下に設置された専門部会で検討され、2017年11月に取りまとめられたもの。第7期大阪府高齢者計画や、第4次大阪府障がい者計画、2019年度の大阪府子ども総合計画の見直しなどに本戦略を反映していくことが求められている。

### **\*障害者虐待防止法**

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに、障害者虐待の防止等の責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課している。2012年10月1日より施行。

### **\*養護者**

障がい者や高齢者など、介護や保護が必要な人を助け、世話をする家族、親族、同居人などを指す。

## **\*子育て安心プラン**

「ニッポン一億活躍プラン」の一環のもので、2020年度末までに全国の待機児童を解消することや、2018年度～2022年度の5年間で女性の就業率80%の達成を柱としたプラン。「6つの支援パッケージ」(①保育の受け皿の拡大、②保育の受け皿拡大を支える人材確保、③保護者へ「寄り添う支援」の普及促進、④保育の質の確保、⑤持続可能な保育制度の確立、⑥保育と連携した「働き方改革」)が設定されている。

## **\*企業主導型保育事業**

2016年度に内閣府がスタートした企業向けの助成制度。従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・運営する保育施設に対して、施設の整備費と運営費が助成されるもの。

## **\*処遇改善等加算**

介護職員や保育士の処遇改善のために国が実施しているもので、職員のキャリアアップの仕組みの構築などを実施した保育事業者に対し、処遇改善のための賃金加算が行われる。保育士を対象としたものは、2017年度からスタートしている。

## **\*子どもの生活に関する実態調査**

子どもや子育てに関する支援策の充実をはかり、効果的な子どもの貧困対策を検討するため、大阪市をはじめ府内13市町と連携し、小学5年生及び中学2年生のいる世帯を対象に実施。2016年6月下旬から9月にかけて実施された。

## **\*LGBT**

「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の一部の人々を表す総称。

## **\*SOGI (性的指向と性自認)**

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

## **\*副首都推進本部**

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組み方向を明らかにする。

## **環境・食料・消費者施策、社会インフラ (住宅・交通・情報・防災) 施策**

### **\*食品ロス**

食べられる状態であるにも関わらず廃棄される食品。店舗での売れ残りや期限切れの食品、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど。

#### **\*フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

#### **\*子ども食堂**

民間発の取り組みで、貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まった。最近では、対象を限定しない食堂が増えている。食堂という形を取らず、自宅以外で過ごす居場所で食事を出しているところもある。

#### **\*エシカル消費**

環境や社会に配慮した製品やサービスを選択して消費すること。例えば、児童労働が関与していない商品や、フェアトレードで取引されている商品を選ぶこと。障がい者の自立支援を目的にした商品を購入したり、マイバッグやマイ箸を持参することなども対象となる。〔ethical=倫理的、道徳的〕

#### **\*消費者教育推進地域協議会**

「消費者教育の推進に関する法律」第 20 条第 1 項で自治体での設置が努力義務として規定されているもの。47 都道府県中、大阪府のみ未設置。全国の 20 政令指定都市では、大阪市、北九州市のみ未設置。(2018 年 4 月 1 日現在)

#### **\*避難行動要支援者**

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。